

1	差上申済口証文之事（二ツ嶽蒸湯出入一件、池端村名主十左衛門が出訴）＊軸装	嘉永4 (1851)年	齋藤羊太郎 家文書	P9404	No. 1
---	--------------------------------------	----------------	--------------	-------	-------

これは、嘉永4（1851）年、幕府の評定所が、池端村（いけはたむら、現・前橋市池端町）と、下野田村（しものだのむら、現・北群馬郡吉岡町）・伊香保村（現・渋川市伊香保町）らとの、榛名山二ツ岳の「蒸し湯」（蒸し風呂）をめぐる訴訟を裁定した示談書です（写し）。

二ツ岳には入会秣場（共有地）があり、寛文8（1668）年の裁許により池端村・下野田村らの「桃井領13ヶ村」と「伊香保村ほか4ヶ村」の利用が認められていました。また、現地には湯気が立ち上っていましたが、池端村などが蒸し湯で稼ごうとする動きがあると、伊香保村は上記の裁許を持ち出し、「温泉の営業に差し障る」と主張して、営業させないようにしていました。その後も蒸し湯稼ぎをめぐる争いは繰り返され、文政8（1825）年には池端村が、天保12（1842）年には下野田村が敗訴しました。

今回の件は、その後の弘化4（1847）年に、池端村の名主十左衛門が、下野田村・伊香保村などが結託し、小屋を建て「湯銭」を取って営業して、お金を持たない訪問者を威している、などと幕府へ訴えたことに始まりました。

最終的には下記の内容で和解し、合意しました。

- 榛名山を参詣する湯治客のために伊香保村の宿主らに雇われた道案内人が、心得違いをして蒸し湯へ連れて行った。その時、監視の見廻りとして蒸し湯にいた下野田村側の九兵衛は、病に苦しむ者を不憫に思い、禁止の蒸し湯をさせていた。その様子を見た池端村役人らは、下野田村・伊香保村などの者たちが天保度の取り決めを破り、蒸し湯稼ぎをしていると誤解した。

伊香保村の温泉渡世の者も、榛名山への道案内人の依頼に関して不行き届きな点もあったので、九兵衛・伊香保村は深くお詫びする。

- 今後も「桃井領13ヶ村」と「伊香保村ほか4ヶ村」計18ヶ村は、寛文期の御裁許、天保期の済口証文記載事項を守り、蒸し湯稼ぎをさせないよう監視を行き届かせる。

本文書からは、伊香保温泉に多くの人を訪れて賑わっていた様子もわかります。昔から温泉地の多い上州ならではの史料といえます。

湯相の湯氣相おききし湯中巧能薄く相成り

湯中巧能薄く相成り

湯中巧能薄く相成り

湯中巧能薄く相成り

湯中巧能薄く相成り

湯中巧能薄く相成り

湯中巧能薄く相成り

湯中巧能薄く相成り

(前略)

場所へ湯氣相(あい)立て候ては、温泉の巧能薄く相成り

候義につき、前々より右場所の義は、当村(伊香保村)故障村にこれ有り

候間、右体馴れ合い、湯銭など請け取り候義、決してこれ無き旨、その外

品々答え上げ、双方申し争い、御吟味中、得と懸け合いに及び候処、

相手のもの共(下野田村・伊香保村)馴れ合い、蒸し湯取り立て、芝小屋など補理候義

にはこれ無く、訴訟方(池端村)村役人共、右二ツ嶽へ罷り越し候節、

伊香保村温泉渡世のもの共方に止宿の旅人、

榛名山へ参詣に罷り出で候途中、道案内に雇差し出し

右二ツ嶽へ案内致し、蒸し湯

候もの共心得違いたし、右を九兵衛（下野田村側）承り、見廻り罷り越し、相判り

致させ候義これ有り、右を九兵衛（下野田村側）承り、見廻り罷り越し、相判り

候折柄、吉両輩見知り候ものこれ有り、病苦の次第相

歎き、不便（不憫）に存じ、天保度伊香保村外四ヶ村より、下野田村

外四ヶ村へ相掛り不法出入り御訴訟申し上げ、其の節済口証文

の趣など忘却いたし、聞き済み遣わし候故、一同馴れ合い、蒸し湯

致させ候様疑惑請け候次第に至り、畢竟心得違ひ

（後略）

致させ候様疑惑請け候次第に至り、畢竟心得違ひ

致させ候様疑惑請け候次第に至り、畢竟心得違ひ

致させ候様疑惑請け候次第に至り、畢竟心得違ひ

致させ候様疑惑請け候次第に至り、畢竟心得違ひ

致させ候様疑惑請け候次第に至り、畢竟心得違ひ

致させ候様疑惑請け候次第に至り、畢竟心得違ひ